

大田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月19日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第44号

大田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

大田市児童手当事務処理規則（平成24年大田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を「児童手当」に改める。

第2条の見出しを「（記録・管理すべき情報）」に改める。

第3条中「以下「省令）」を「以下「規則）」に改める。

第4条中「省令」を「規則」に、「ないものと」を「ないと」に、「様式第1号」を「市町村における児童手当関係事務処理について（令和6年9月30日付け成環第264号）別添の児童手当市町村事務処理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定める様式第7号」に改める。

第5条中「省令」を「規則」に、「ないものと」を「ないと」に、「様式第2号」を「ガイドラインに定める様式第9号」に改める。

第6条中「省令」を「規則」に、「手当額」を「支給額」に、「様式第3号」を「ガイドラインに定める様式第10号」に改める。

第7条中「省令」を「規則」に、「様式第3号」を「ガイドラインに定める様式第10号」に、「ないものと」を「ないと」に改める。

第8条中「省令」を「規則」に、「手当額」を「支給額」に、「様式第4号」を「ガイドラインに定める様式第11号」に改める。

第9条中「省令」を「規則」に、「様式第4号」を「ガイドラインに定める様式第11号」に、「ないものと」を「ないと」に改める。

第10条の見出し中「基づく」を「よる」に改め、第10条中「省令」を「規則」に、「であっても、公簿等によって手当額」を「においても、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。)によって支給額」に、「に基づいて」を「により」に、「様式第3号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第10号を用いて」に、「様式第4号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第11号を用いて」に、「を当該手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)」を「を、当該一般受給者又は施設等受給者」に改める。

第11条を次のように改める。

(一般受給者に係る現況届の処理)

第11条 市長は、規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、ガイドラインに定める様式第12号を用いて、支給事由消滅通知書を、当該現況届の提出をした者又は当該現況届の提出を省略させた者に通知するものとする。

第12条中「省令第4条第3項」を「規則第4条第4項」に、「当該手当」を「児童手当」に、「様式第6号」を「ガイドラインに定める様式第13号」に改める。

第13条第1項中「省令」を「規則」に、「様式第5号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第12号を用いて」に、「様式第6号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第13号を用いて」に改

め、「（施設等受給者用）を」の次に「、」を加え、同条第2項中「省令」を「規則」に、「であっても、公簿等によって支給事由が消滅したもの」を「においても、受給者のうちに公簿等により支給事由が消滅したものがある」に、「に基づいて当該手当」を「により児童手当」に、「様式第5号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第12号を用いて」に、「様式第6号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第13号を用いて」に改め、「（施設等受給者用）を」の次に「、」を加え、同条第3項中「附記」を「付記」に改める。

第14条中「省令」を「規則」に、「未支払児童手当等請求書」を「未支払児童手当請求書」に改め、同条第1号中「児童手当等」を「児童手当」に、「様式第7号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第16号を用いて」に、「様式第8号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第17号を用いて」に改め、「（施設等受給者用）を」の次に「、」を加え、同条第2号中「様式第7号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第16号を用いて」に、「未支払児童手当等請求却下通知書」を「未支払児童手当請求却下通知書」に、「施設等受給者に係る」を「施設等受給資格者に係る」に、「様式第8号を用いて、」を「ガイドラインに定める様式第17号を用いて」に改め、「（施設等受給者用）を」の次に「、」を加える。

第15条第1項中「請求者又は受給者」を「児童手当の請求者又は受給者」に、「支払期月ごと」を「支払期月毎」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に改め、「（以下この条において「申出書」という。）」を削り、「支払期月ごと」を「支払期月毎」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「控除した額。」を「控除した額」に、「申出書に記載された」を「当該申出書に記載された」に改め、同条第3項中「様式第9号」を「ガイドラインに定める様式第20号」に、「児

童手当等」を「児童手当」に改め、同条第4項中「請求者等が」を「請求者等が、」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第16条第1項中「支払期月ごと」を「支払期月毎」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「支払期月ごと」を「支払期月毎」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「控除した額。」を「控除した額とする。」に改め、同条第3項中「様式第10号」を「ガイドラインに定める様式第22号」に改め、同条第4項中「請求者等が」を「請求者等が、」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第17条の見出し中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第1項中「基づき、児童手当等」を「基づき児童手当」に、「様式第11号」を「ガイドラインに定める様式第24号」に改め、同条第2項中「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第3項中「支払期月ごと」を「支払期月毎」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「控除した額。」を「控除した額とする。」に改める。

第18条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前項ただし書の規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払いを行う場合には、ガイドラインに定める様式第15号の1から様式第15号の4までのいずれかによる児童手当支払通知書により受給者に通知するものとする。

第19条中「児童手当等」を「児童手当」に、「様式第13号」を「ガイドラインに定める様式第18号又は様式第19号」に改める。

第20条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第1号から様式第13号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年11月19日から施行し、令和6年10月1日から適用する。